

令和3年6月11日

産業振興部商工観光課

釜石物産センター（シープラザ釜石）の地下駐車場の利用停止について

1 経過

令和2年9月の消防設備定期点検において消防法施行令第13条に規定する泡消火設備が消火設備に関する基準を満たしていないため、令和3年3月時の査察において違反事項として指摘を受け、是正計画を提出いたしました。

2 現状

釜石物産センター（シープラザ釜石）の消防用設備（泡消火設備）の不良により、車両火災（ガソリン火災）への対応が困難な状況となっており、駐車場としての利用に支障が出ています。当面設備の改修が実施されるまでの間、消火器の増設で応急対応を行うとともに、同施設の消防計画に基づく避難対策を強化することで対応しておりますが、施設管理者として安全性の確保が困難であると判断したこと、また、設備不良個所を調査した結果、改修に多額の事業費を要することが明らかとなったため、計画的な改修を行うための検討を行う間、駐車場の利用を停止いたします。

3 利用停止期間

令和3年6月1日から当面の間

4 代替措置

釜石物産センター施設に隣接する西側駐車場（郷土資料館側）の利用を周知いたします。

5 周知方法

地下駐車場に張り紙を貼って周知するとともに、市のホームページはもちろんのこと、広報（予定）などでも周知を行います。